

広島市発注建築・設備工事における広島県工事中情報共有システムの試行利用について

1 概要

情報共有システムは、インターネットを利用して、受発注者間で工事施工中の様々な情報を共有し、相互利活用できるシステムである。

2 利用するシステム

広島県が構築し、一般社団法人広島県土木協会（以下「土木協会」という。）が提供している「広島県工事中情報共有システム」とする。

<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

3 対象工事

原則、全ての建築・設備工事とする。

4 利用料

利用料（68,000円（税抜）／件）は、受注者が土木協会へ支払うこと。

5 実施内容

情報共有システムの登録様式として、「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「確認・立会依頼書」、「段階確認書」、「工事履行報告書」があるが、「工事打合せ簿」を利用してシステムで発議、決裁を実施するものとする。なお、システムで発議、決裁を行う対象書類については、別途協議とするが、以下については従来どおり、紙で提出するものとする。

- （１）契約関係書類（本書に綴る書類）
- （２）施工計画書、施工図、承諾図等の書き込み、返却等が必要となる書類
- （３）原本が紙媒体の書類が含まれる場合
- （４）部長以上の決裁が必要な書類

6 検査

従来どおり紙で検査をすることとする。

7 工事検査成績評定書における加点評価について

情報共有システムを利用した工事は、創意工夫の対象とする。

8 工事帳票の納品

情報共有システムで決裁が完了した書類は、別途紙で提出する。

9 利用に関するアンケート調査

情報共有システム利用に関する検証を行うため、情報共有システムを利用した工事又は請負代金額が1000万円以上の対象工事については、別に定めるアンケートに回答し、監督員へ提出すること。